

無線従事者免許と無線局免許の同時申請ができるようになりました!



アマチュア無線従事者資格の国家試験合格や養成課程修了から、アマチュア無線局の開設・運用までの期間が大幅に短縮できるように、「アマチュア無線従事者免許」と「アマチュア無線局免許」を同時に申請することができるようになりました。

これにより、アマチュア無線や電波への興味・関心や意欲が高いうちに、いち早くアマチュア無線を始めることができます。

ポイント

- 提出先は、アマチュア無線局の設置場所や常置場所（住所等、無線機が通常置かれている場所。）を担当する総合通信局等です。
- **必ずしも同時に申請する必要はありません。**アマチュア無線従事者免許の申請を提出した後は、いつでも、アマチュア無線局免許の申請ができます。
- アマチュア無線機の用意が必要となります。最初に使用される無線機は、技術基準適合証明等のマーク（）が付いた無線機をお勧めです。
- 次の同時申請も可能です。
 - ・上位資格のアマチュア無線従事者免許の申請
 - ・「アマチュア無線局免許の変更申請」
 - ・「アマチュア無線従事者免許証の再交付の申請」と「アマチュア無線局免許の申請」



お問い合わせ先

- 総務省総合通信基盤局電波部移動通信課
電波政策課

Tel.03-5253-5895
またはお近くの総合通信局・沖縄総合通信事務所へ

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ
<https://www.tele.soumu.go.jp/>

電波利用

検索

